

計画目標1 男女共同参画の意識づくり
基本方針(1) 意識啓発の推進

資料3

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれば記入してください。
1 広報・ ホームページ等を通じた啓発	男女共同参画啓発紙「みんなで一歩!」を発行します。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年3回(6月、10月、3月)作成し、町内会回覧や市内関係施設、市内事業所へ配布する。 記事内容の充実を図り、目に留まりやすい記事となるよう検討する。 	
	「広報くさつ」やホームページ等を通じて条例の周知等、啓発を行います。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 広報くさつやホームページへ啓発記事の掲載、市庁舎ロビーや市民交流プラザでの男女共同参画啓発パネルの展示を行う。 	
2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供	男女共同参画セミナーや市民フォーラム、出前講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する学習会や、次世代育成男女共同参画事業として、「デートDV」をテーマとした講演会を開催する他、各種出前講座を実施する。 	平成27年度はフォーラムを開催したが、平成28年度は学習会に注力していくため、フォーラムは実施しない。
3 男女共同参画に関する情報の収集・提供	市民アンケート調査を定期的に実施し、市民の意識の変化を把握します。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整課において毎年実施する市民意識調査の分析結果を踏まえ事業を進める。 	
	男女共同参画に関する文献・啓発素材等の収集・活用を図ります。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関連する文書の収集や整理を行い、市民への情報提供に努める。 	
	男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供します。	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関連する図書の収集・貸出を行い、市民等に情報提供を行う。 	
		南草津図書館	<ul style="list-style-type: none"> 7月に、男女共同参画の観点から、市民講座(第2回)「テレビドラマに見る女性のイメージ」を開催する。関連本の紹介や展示も行う。 	
4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検	男女共同参画の視点に立ち、広報・ホームページ等の点検を行います。	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な表現がないか、男女共同参画の視点に立ち、広報くさつの作成や市ホームページを確認する。 	
	屋外広告物について、申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書(H27許可実績:575件)提出時や、現地完了検査(20件/月)および是正指導(15件/月)などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認する。 違反広告物簡易除却団体(9団体)の活動時に、上記同様確認を行う。 	

**計画目標1 男女共同参画の意識づくり
基本方針(2) 教育の充実**

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれ ば記入してください。
5 人権教育 の充実	全小中学校において、県が発行する「男女共同参画社会づくり読本」の活用等により、児童・生徒が男女共同参画についての学びを深められるよう、人権教育を実施します。	学校教育課	・県発行の「男女共同参画社会づくり読本」の活用とともに、家庭科や道徳でも男女共同参画についての授業を実施し、児童・生徒の学びを深める。	
	主に中高生を対象に、次世代育成事業として、男女共同参画に係る学習会を実施します。	男女共同参画室	・「デートDV防止」をテーマに中高生を対象とした学習会を実施する。	
6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	学校教育環境・内容を点検し、LGBTの人への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	学校教育課	・学校教育にかかわる環境、内容について、よりよい在り方を求めるべく、保護者、地域と意見を交流させ、問題解決に向けた機運を高める。	
7 教職員研修の充実	男女共同参画意識を高めるため、全小中学校において、教職員研修を実施します。	学校教育課	・人権教育を推進する者として、また、人権尊重の精神を啓発していく者として、これまでから取り組んでいる研修をさらに進める。(校内人権研修、PTA人権同和教育研修、市人権・同和教育研究大会等への参加など)	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれば 記入してください。
8 事業者の ワーク・ライ フ・バランス 推進の勸奨	長時間労働の削減や育 児・介護支援に係る企 業啓発を進めるととも に、従業者が自ら望む ワーク・ライフ・バランス を選択できるよう事業者 の取り組みをを促進しま す。	男女共同参画室	・男性も女性も仕事と生活を充実し たものとするため、経営者・管理職の 意識改革と、長時間労働の是正など の働き方改革を目的として、市内事 業所・団体におけるイクボス宣言を 推進する。 ・働き方改革を進めていくための手 法について、先進的な事例等を学 ぶための講演会を実施する。	働き方改革推進事業(新規) 市内事業所・団体がワーク・ライフ・ バランス(仕事と生活の調和)ができ る働き方の改革を推進する。
		商工観光労政課	・草津市企業同和教育推進協議会 が主催する市内事業所向け各種研 修会において、企業啓発誌の配布 を行い、啓発を行う。	
	入札参加資格審査にお いて、滋賀県ワーク・ライ フ・バランス推進企業へ の登録など、男女共同 参画推進に係る評価項 目の導入を図ります。	契約検査課	・平成28年度の入札参加資格審査 において、滋賀県ワーク・ライフ・バ ランス推進企業への登録と女性技術 者雇用を加点項目として追加したた め、引き続きこれらの項目を評価項 目として加点する。	
	農業経営者が休日や給 与、役割分担等を明確 にする「家族経営協定」 の普及啓発を行いま す。	農業委員会事務局	・「家族経営協定のすすめ」のパンフ レットを農業委員に配布、ならびに 窓口を設置し、普及啓発を行う。	
9 子育て支 援の充実 「草津市子 ども・子育て 支援事業計 画」の推進	児童育成クラブや病児・ 病後児保育、ファミリー・ サポート・センターなど、 子育て支援の充実を図 ります。	子ども子育て推進室	・多様なニーズに対応した子育て支 援の充実により、仕事と子育ての両 立をサポートする。平成28年度は、 民設児童育成クラブを5箇所募集 し、整備を支援するとともに、市南部 への病児・病後児保育室の整備を 支援する。	
	待機児童の解消に向け て、認定こども園や小規 模保育施設等の整備を 進めます。	幼児課	・待機児童の解消に向けて、(仮称) 志津認定こども園に係る実施設計を 行うとともに、小規模保育施設を2施 設整備する。	
		子ども子育て推進室	・(仮称)草津中央認定こども園の改 修工事を行う。	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれ ば記入してください。
10 ひとり親 家庭への支 援	ひとり親家庭に対する相 談対応や児童扶養手当 の支給など、自立生活 に向けた支援を行います。	子ども家庭課	・母子・父子自立支援員による相談 対応や支援制度の利用をすすめる とともに、「子どもの居場所」をつくり 利用をすすめる。また、児童扶養手 当の支給を行う。	ホームフレンド事業を廃止し、「子ど もの居場所」事業を実施する。
	ひとり親家庭の医療費 の自己負担分の全部ま たは一部について助成 します。	保険年金課	・引き続きひとり親家庭の医療費の自 己負担分の全部または一部の助成 を行う。	
11 高齢・障 害福祉サー ビス等の充 実 「草津あんし んいきいき プラン」「草 津市障害者 計画・障害 福祉計画」 の推進	高齢福祉サービスの適 切な運用を図ります。	長寿いきがい課	・高齢者が男女の尊厳を保ち、可能 な限り自立して生活できるよう、各種 高齢者福祉サービスにより支援を行 う。	
	地域密着型サービスの 整備など、介護保険 サービスの充実と制度 の適正運用を図ります。	介護保険課	・介護者の負担軽減や就労機会の 確保を図るため、特別養護老人ホー ムの整備を含む、介護サービスの充 実に取り組むとともに、実地指導や ケアプラン点検を通じて介護保険制 度の適正運用に努める。	
	障害福祉サービスの充 実と制度の適正運用に 努めます。	障害福祉課	・介護者の負担軽減や就労機会の 確保を図るため、短期入所や日中 一時支援など必要なサービスの提 供を行う。	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(4) DV対策の強化

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれば記入してください。
12 DVの防 止に向けた 啓発の充実	暴力の根絶に向けて、「DV・デートDV」「ストーカー」といった事象や法制度についての情報提供と意識啓発を広く行います。	男女共同参画室	・男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」(年間3回発行)やホームページによる意識啓発を行う。	
	主に中高生を対象に、「デートDV防止」をテーマとした学習会を実施し、若年層に向けた開発を図ります。	男女共同参画室	・次世代育成男女共同参画事業として、「デートDV防止」をテーマに中高生を対象とした学習会を実施する。	
13 相談体 制の充実	被害がある・疑われる場合の相談窓口について、気軽に安心して頼ることができるよう図るとともに、そのアクセス性を高めます。	男女共同参画室	・DV相談をはじめ女性一般相談ができるワンストップ総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	
		子ども家庭課	・家庭相談員7名、正規職員相談員1名を配置し、被害者の心情に寄り添った対応を行う。	
		人権センター	・人権相談員による常設相談。(火～土曜日) ・弁護士による相談(要予約)月1回 ・人権擁護委員による相談週1回(月曜日) ・関係機関との連携に努める。	
	来談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の複数配置を図るとともに、資質向上のための研修機会を充実させます。	男女共同参画室	・女性の総合相談窓口として、平成27年度に引き続き相談員を配置するとともに、相談員の質の向上を図るため、各種研修会に参加する。	
		子ども家庭課	・相談員の複数対応を実施し、DV関連の各種研修にも積極的に参加し、相談員の対応能力の向上に努める。	
		人権センター	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加する。	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(4) DV対策の強化

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれ ば記入してください。
14 被害者の安全確保と自立支援の充実	母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。	男女共同参画室	・相談の状況に応じ、家庭児童相談室と連携し、母子生活支援施設への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	
		子ども家庭課	・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	
15 関係機関との連携強化	被害者への支援にあたり、様々な社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の連絡体制の強化を図ります。	男女共同参画室	・関係課や関係機関との情報交換を行うとともに、支援内容について必要な協議を行う。	
		子ども家庭課	・要保護児童対策地域協議会において、男女共同参画室、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、情報交換を行うとともに、支援内容について協議を行う。	
	被害者を確実に保護し安全を確保できるよう、市内外の関係機関との連携を強化するとともに、自立生活への継続的なサポート体制の充実を図ります。	男女共同参画室	・関係課や関係機関との連携が図れるよう、日頃から情報交換に努めるとともに、関係機関が実施する研修に参加する。	
		子ども家庭課	・男女共同参画室、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、ち密な対応に努める。	

計画目標3 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり
基本方針(5) 性と健康の尊重

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれば 記入してください。
16 性教育 の充実	保護者等の理解を醸成しつづ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症(STD)についての正しい知識の普及を図ります。	幼児課	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生き方や人権が尊重できるよう、子ども、保護者、職員の意識が高まるような学習の機会を確保する。 健康診断を実施し、自分の体や健康に関心を持ち、大切にしようとする心を育てる。 絵本やお話を通して、生まれてきた喜びや命の大切さ、つながりを学び自尊感情を高める。 ちがいを認め合うことの大切さを日々の保育や家庭でのふれあいの中で感じられるように働きかける。 	
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づく各小中学校の教育課程において、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を、年間を通じて計画的に行う。 	
17 相談体制 の充実	子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 検診の受診促進とがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を行う。具体的な内容は以下のとおり。 過去5年間受診歴のない節目年齢の女性市民に無料クーポン券と啓発資料を送付する。 今年度の検診対象者に個別勧奨通知を送付する。 	子宮頸がんに追加し、平成28年度からは乳がんの個別勧奨通知を対象者に送付する。
	男女を問わず、心身の健康管理に努めることや、疾病の早期発見・早期対応のための啓発を行います。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 各種けん診について、さわやか健康だよりや広報くさつ、ホームページなどによる周知を行う。 自殺予防として各種相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、啓発する。 	
18 セクハラ 対策の推進	セクハラ等の防止に向けて、出前講座等による啓発を行うとともに、相談窓口の周知など、情報提供に努めます。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ出前講座を行うとともに、啓発紙等を通して啓発を図る。また、総合相談窓口で相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。 	
19 性の多 様性を踏ま えた行政事 務の実施	LGBT当事者への相談対応を進めます。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口において、他の相談窓口と連携しながら対応する。 	
	LGBTに対する差別や偏見をなくすよう意識啓発を進めます。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> LGBTに関する情報収集を行うとともに、啓発紙等で啓発する。 	
	行政事務において、性の多様性への配慮が必要な点について精査し、対応について検討します。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> LGBTに関する情報収集を行い、必要な配慮についての研究を行う。 	

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(6) 男女共同参画の地域コミュニティづくり

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があ れば記入してください。
20 コミュニ ティ活動に おける男女 共同参画の 促進	まちづくり協議会、町内 会などの地縁コミュニ ティや、NPO、ボランティ アなどの活動において、 男女共同参画を促進し ます。	まちづくり協働課	・現状と課題の把握に努め、必要に 応じて、随時、啓発を行う。	
		男女共同参画室	・町内会等に対する女性の参画のア ンケートを実施するとともに、男女共 同参画に関する学習会のテーマとし て「地域における男女共同参画」を 取り上げ、地域のしきたり慣習等 について考えていただく機会を設け る。	
	町内会等への出前講座 を実施するなど、地域の しきたりや慣習を見直す ための啓発を行います。	男女共同参画室	・「みんなでトーク」のテーマとして男 女共同参画を揚げ、町内会への出 前講座を実施する。	
21 地域防 災における 男女共同参 画の推進	自主防災組織や避難所 運営において、女性の 参画を推進するととも に、男女のニーズの違 いなど、男女双方の視 点による適切な配慮を 図ります。	危機管理課	・女性のみで構成されている自衛消 防隊に福祉共済への加入を薦める。 また、HUG訓練(避難所運営訓練) 等を通じて避難所施設の運営にお ける女性の参画についての意識向 上を図る。	
22 男女共 同参画推進 団体の育成	(仮称)男女共同参画推 進センターの開設に向 けて、その活動母体とな る推進団体を育成しま す。	男女共同参画室	・(仮称)男女共同参画推進センター の開設に向け、運営手法等の検討 などを行う団体の育成を図る。	
23 (仮称) 男女共同参 画推進セン ターの開設	平成31(2019)年度開 設予定の「(仮称)市民総 合交流センター」内に、 「(仮称)草津市男女共 同参画推進センター」の 設置を推進します。	男女共同参画室	・(仮称)市民総合交流センターの建 設スケジュールに合わせ、庁内およ び関係団体と運営方法等について 協議を行い、センター設置を推進す る。	

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(7) 女性の活躍推進 (ポジティブ・アクション)

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれば記入してください。
24 女性の 活躍推進に 向けた気運 の醸成	事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。	男女共同参画室	・働き方改革セミナーを開催する中で、事業所・団体に対し、一般事業主行動計画についての情報提供を行い、策定・推進の働きかけを行う。	
		商工観光労政課	・草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌の配布を行い、啓発を行う。	
	女性活躍応援会議やフォーラムなどの開催により、働く女性のネットワークづくりを推進します。	男女共同参画室	・働き方改革推進事業や女性活躍応援事業を通じ、労働関係機関・団体との連携を進める。	
	男性の育児等への参画促進のため、イクメン・イクボスなどについての啓発を行います。	男女共同参画室	・男性も女性も仕事と生活を充実したものとするため、経営者・管理職の意識改革と、長時間労働の是正などの働き方改革を目的として、市内事業所・団体におけるイクボス宣言を推進する。 ・働き方改革を進めていくための手法について、先進的な事例等を学ぶための講演会を実施する。	働き方改革推進事業(新規) 市内事業所・団体がワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)ができる働き方の改革を推進する。働き方改革推進事業(新規)
25 女性の 活躍におけ る相談窓口 の充実	女性の家庭生活や働くことに関する総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援体制の充実を図ります。	男女共同参画室	・女性の家庭生活や働くことに関する相談などができるワンストップ総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	
26 女性の 就業・起業 支援	子育てや介護等を理由に離職した女性の再就職や、キャリア形成(職業能力の習得)を支援します。	男女共同参画室	起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に女性のチャレンジ応援塾を開催し、女性の社会進出を支援する。	チャレンジ応援塾(拡充) 年間4回の講座を年間8回に拡充
		商工観光労政課	・現行の資格取得教育訓練補助金を改正し、子育てが一段落した再就職を希望する女性等に対して資格取得を奨励し、就労の促進を行う。	
	「女性のチャレンジ応援塾」などの開催と継続的なフォローアップにより、女性の人材育成と社会進出を支援し、地域の活性化を図ります。	男女共同参画室	・起業・就労等、新たな一歩を踏み出したい女性を応援するための「スタートアップ講演会」および起業等にチャレンジしたい女性のための「チャレンジ応援塾」を開催し、女性の人材育成と社会進出を図る。 ・起業等にチャレンジするための試行的な事業経費に対する助成金制度を創設し、女性の起業を支援する。	チャレンジ応援塾(拡充) 年間4回の講座を年間8回に拡充 助成金制度の創設(新規)
		商工観光労政課	・コミュニティビジネスや創業コーディネータにより、地域課題の解決に向けた事業や、創業準備の支援を行うと共に、ホームページやSNSを使用し、事業の周知を図る。	

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(7) 女性の活躍推進 (ポジティブ・アクション)

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度事業に新規事業や拡 充事業または廃止した事業があれ ば記入してください。
27 市民活 動における 女性の活躍 推進	男女共同参画推進団体 をはじめとする市民活動 において、女性リーダー の育成を図ります。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現に向け て地域リーダーとなる市民を育成す るため、全国規模の学習会や研修 会への参加支援を行う。 ・(仮称)男女共同参画推進センター の開設に向け、運営手法等の検討 などを行う団体の育成を図る。 	男女共同参画研修参加補助金の補 助対象経費の拡充
28 政策・ 方針決定の 場への女性 の参画推進	市民参加条例に基づ き、各審議会等におけ る女性委員の割合が4 0%以上となるよう努め ます。	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等の委員の選定にあた り、できる限り女性委員を確保でき るよう、各団体に対し女性委員の推薦 いただくよう促す。 	
		まちづくり協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画枠を設け、女性参画 が図れるよう推進する。 	
	子育て中の女性の審議 会等への参画推進のため、託児支援を実施しま す。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ・託児委託の予算を確保し、子育て 中の女性が審議会等への参画が可能 となるように支援する。 	
	地域における各種団体 の運営や方針決定の場 への女性の参画を促進 します。	男女共同参画室	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等に対する女性の参画のア ンケートを実施し、地域における現 状を把握し学習会や啓発を通して女 性の参画を図る。 	5年ぶりに町内会へのアンケートを実 施し、地域における女性の参画の現 状を把握する。